

# 建設業者監督処分簿

## 1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	泉技工	代表者氏名	谷 泉
主たる営業所の所在地	高知市一宮西町3-7-31		
許可番号	高知県知事許可 (般)第8614号	許可を受けている 建設業の種類	と

## 2 処分に関する事項

処分年月日	平成26年9月12日	処分を行った者	高知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容 建設業法第28条第1項に基づく指示 1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を遵守すること。 2 前項各号について講じた措置(同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実 泉技工は、平成25年10月2日、高知市仁井田の平成24-25年度空港ICランプ橋下部外1件工事現場において、泉技工の労働者がコンクリート擁壁の型枠設置作業に従事中、負傷をし、4日以上休業をしたのに、平成26年3月18日に至るまで労働者死傷病報告書を所轄の高知労働基準監督署長に提出せず、もって遅滞なく法令の定める報告をしなかったもの。 この事実に対し、谷泉(代表者)は平成26年6月19日付けで高知簡易裁判所から労働安全衛生法違反で罰金20万円の略式命令を受け、平成26年7月10日に確定している。			
その他参考となる事項	-		